



少しずつ気温の低い日が多くなり、冬の気配を感じる季節になってきました。そして、インフルエンザの流行シーズンがやってきます。今年は「マイコプラズマ感染症」や「手足口病」も全国的に流行しており、新型コロナも含めて感染症の流行は、今後も続いていくと思われますので、引き続きお子様の体調管理と登校前の健康観察をお願いします。

●日光市ではインフルエンザや新型コロナで学校をお休みし、再登校する際は、保護者記入の「登園・登校届」の提出をお願いしています。日光市の HP(学校教育)または、本校 HP(各種様式)からもダウンロードできます。必要に応じてコピーするなどしてご利用ください。ご不明な点は学校までお問合せください。

インフルエンザの出席停止期間の基準

- ①発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児は3日)を経過するまで出席停止となります。
- ②出席停止期間の起点となる発症日は医師が判断しますので、受診時に確認をお願いします。



例	発症日	発症後							
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症後 1日目に解熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目			登校可能		
出席停止									
発症後 2日目に解熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目		登校可能		
出席停止									
発症後 3日目に解熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能		
出席停止									
発症後 4日目に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能	
出席停止									
発症後 5日目に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能
出席停止									

薬の効果で熱が下がっても、感染力は暫く残ります。基準に従い、感染力が弱まるまで登校を控え、まん延を防ぐご協力をお願いします。



新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準

- ①発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで出席停止となります。
- ②出席停止期間の起点となる発症日は医師が判断しますので、受診時に確認をお願いします。
- ③無症状の感染者については、検体を採取した日から5日を経過するまでが原則出席停止となります。
- ④「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあることです。



例	発症日	発症後							
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症後 1日目に 症状軽快	発症	症状軽快	1日目				登校可能		
出席停止									
発症後 2日目に 症状軽快	発症	症状あり	症状軽快	1日目			登校可能		
出席停止									
発症後 3日目に 症状軽快	発症	症状あり	症状あり	症状軽快	1日目		登校可能		
出席停止									
発症後 4日目に 症状軽快	発症	症状あり	症状あり	症状あり	症状軽快	1日目	登校可能		
出席停止									
発症後 5日目に 症状軽快	発症	症状あり	症状あり	症状あり	症状あり	症状軽快	1日目	登校可能	
出席停止									

注意:

インフルエンザも新型コロナも、回復がいくら早くても、最短で発症後5日間の出席停止期間が必要ですよ!



※ 発症から10日を経過するまでは、マスクの着用が推奨されています。